

高齢福祉課指定管理施設の応募に関する質問回答

番号	質問内容	回答
1	募集要項 2 ページ 指定期間について 指定管理期間をこれまでの5年間で3年間に短縮された理由をお聞かせください。 また、3年後（令和12年度以降）の施設運営の方針は決まっておりますでしょうか	指定管理者制度の導入効果や施設の利用需要、老朽化の状況など総点検を実施し、管理運営に係る様々な課題を整理するなかで、これらの課題解決に向け本施設については指定期間を3年と設定しました。
2	募集要項 2 ページ 指定期間について 3年間の短期契約では、安定した人材の確保・育成が難しくなると考えますが、この点について貴庁のお考えをお聞かせください。 また、期間満了後にスタッフの雇用継続が困難となった場合の対応について、何かお考えはございますか。	受託事業者における人材の確保・育成については、事業運営上の重要な要素であると考えておりますが、雇用契約は受託事業者と従事者との間で締結されるものであるため、市としては各受託事業者の人材確保、育成についても、ノウハウを活かした事業運営を期待しているところがあります。また、期間満了後の雇用継続についても同様、受託事業者と従事者との間の雇用契約に関わるものであるため、市としてはお答えできる立場にないものと判断しています。
3	募集要項5ページ リスク分担に対する方針について リスク分担表において、「物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費の増大」は指定管理者側の負担とされておりますが、「物価変動及び事業条件（仕様）変更以外の要因による管理運営費の増大」とは、具体的にどのような事象を想定されていますでしょうか。可能であれば具体例をお示しください。	具体的な事象については、個別の事象ごとに判断していくことになります。
4	募集要項 7 ページ 指定管理に関する経費について 募集要項において、各年度の委託料の上限額が49,944千円（税込）と単年度の上限額の内訳について、以下の点をご教示ください。 ・各費目に示された金額は、それぞれの費目ごとの上限額という理解でよろしいでしょうか。それとも、積算の参考値（目安）としてお示しいただいたものでしょうか。 ・特定の費目が上限額を下回り、別の費目が上限額を超過した場合、費目間での流用は認められますでしょうか。 ・あるいは、委託料全体の上限額49,944千円以内であれば各費目の超過は問題とならないのでしょうか。	各費目に示している金額は、積算時の参考値（目安）としてお示ししているものであり、各費目ごとの上限額を定めるものではありません。 各費目間での流用は可能です。事業の実施に必要な範囲において、実態に応じた費目配分としていただいて差し支えありません。 各費目の金額は参考値であるため、特定の費目が参考額を上回る場合であっても問題ありません。ただし、各年度の委託料総額については、募集要項に定める上限額である49,944千円（税込）以内とさせていただく必要があります。